



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次の業務について業務提案書の提出を招請するので、公告する。

令和3(2021)年1月5日

上三川町水道事業

上三川町長 星野 光



1. 委託業務の概要

- (1) 業務名 上三川町上下水道料金徴収等業務委託
- (2) 業務執行場所
 - ①事務所 上三川町上下水道課内
 - ②履行区域 上三川町水道事業給水区域
上三川町公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域
- (3) 業務の履行期間等
 - ①履行期間は、令和3(2021)年6月1日から令和6(2024)年5月31日までとする。(長期継続契約)
 - ②本委託契約は長期継続契約として実施されるため、上三川町水道事業の各年度の予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる旨の特約を付す。
 - ③契約締結日から委託業務開始までの期間は準備期間とし、当該期間に要する費用については、特定事業者(受託事業者)の負担とする。

2. 委託業務の内容

- (1) 窓口に関する業務
- (2) 量水器の検針に関する業務
- (3) 料金等の調定に関する業務
- (4) 納入通知書等の作成及び口座振替に関する業務
- (5) 料金等(現年度分、過年度分)の収納整理業務
- (6) 料金等(現年度分、過年度分)の滞納整理業務
- (7) 督促状及び催告書に関する業務
- (8) 休止等に伴う料金の精算並びに精算金の収納業務
- (9) 給水停止予告通知書に関する業務及び給水停止業務
- (10) 利用者からの各種届出、申請書等の受付に関する業務
- (11) 休止開栓に関する業務

- (12) 漏水認定に関する業務
- (13) 統計資料作成に関する業務
- (14) 電算機器の操作及び情報入力に関する業務
- (15) 給水装置工事及び排水設備工事の受付、審査、検査に関する業務
- (16) 加入金、手数料の収納業務
- (17) 量水器管理に関する業務
- (18) 量水器交換に関する業務
- (19) その他前各号の業務に付帯する集計、作業、記帳、調査、その他の業務

※ 上記に定めるもののほか、詳細は「上三川町上下水道料金徴収等業務委託仕様書」のとおりとする。

3. 提案見積金額の上限額（消費税及び地方消費税を除く）

令和3(2021)年6月1日から令和6(2024)年5月31日までの期間

113,840,000円

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 単独企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・令和2年度 上三川町入札参加資格者名簿の「物品・役務」に登録されている者であること。
- (4) 上三川町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14(2002)年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受け、入札参加資格の再審査を受けている者を除く。
- (6) 民事再生法（平成11(1999)年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受け、入札参加資格の再審査を受けている者を除く。
- (7) 上三川町暴力団排除条例（平成24(2012)年条例第30号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 直近の2年間に、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 個人情報保護に関する公的認証又は情報セキュリティに関する公的認証を取得してい

る者であること。

(10) 平成 27 (2015) 年度以降、上三川町水道事業又は給水人口 3 万人以上の水道事業体において、上下水道料金徴収業務並びに給水装置工事及び排水設備工事の受付に関する業務と同種・類似の業務を 3 年以上履行した実績を有すること。

(11) 次の基準を満たす者を常時配置できること。

① 業務責任者

上三川町水道事業又は給水人口 3 万人以上の水道事業体において、上下水道料金徴収等業務について 5 年以上の実務経験を有する者。

② 業務主任者

上三川町水道事業又は給水人口 3 万人以上の水道事業体において、上下水道料金徴収等業務について 3 年以上の実務経験を有する者。

③ 給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者 (①又は②との兼務可)

各資格を有する者が 1 名以上いること。

なお、2 つの資格については、1 人が兼務することができる。

(12) 料金徴収業務の実務経験を 1 年以上有する正社員※を 2/3 以上配置すること。

※ 正社員とは、直接雇用し雇用期限の定めが無く、かつ社会保険加入対象者をいう。

5. 事業者の選定

プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、上三川町上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル選定委員会 (以下「選定委員会」という。) を設置する。選定委員会は、プロポーザルへの参加を要請した事業者 (以下「参加事業者」という。) から提出された業務提案書等を審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、最も評価が高い参加事業者を最終受託候補者として選定する。

6. 問合せ先

上三川町上下水道課 上水道業務係

所在地：〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

電話：0285-56-9168 / FAX：0285-56-6868

電子メール：s-gesuidou01@town.kaminokawa.lg.jp

ホームページ：<http://www.town.kaminokawa.lg.jp>